## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

2	租税特別措置等の名称	パートタイム労働対策推進のための税制上の所要の措置 (国税 1 5)(法人税:義) (地方税 1)(法人住民税:義) 【現行制度の概要】 〇平成 20 年4月より施行された改正パートタイム労働法において、 事業主は、正社員と均衡のとれた待遇の確保や正社員への転換を推 進するための措置を講じることとされており、同法に基づき、都道
2		(地方税 1)(法人住民税:義) 【現行制度の概要】 〇平成 20 年4月より施行された改正パートタイム労働法において、事業主は、正社員と均衡のとれた待遇の確保や正社員への転換を推
2	2 要望の内容	【現行制度の概要】 〇平成 20 年4月より施行された改正パートタイム労働法において、 事業主は、正社員と均衡のとれた待遇の確保や正社員への転換を推
2	2 要望の内容	〇平成 20 年 4 月より施行された改正パートタイム労働法において、 事業主は、正社員と均衡のとれた待遇の確保や正社員への転換を推
		事業主は、正社員と均衡のとれた待遇の確保や正社員への転換を推
		■ 唯するための措直を譲しることとされており、同法に基づさ、都頂
		府県労働局雇用均等室において、事業主に対する助言・指導等を行
		が
		〇パートタイム労働者の均衡待遇の確保や正社員への転換に取り組
		む事業主を支援するため、均衡待遇・正社員化推進奨励金を支給し、
		その取組を促進している。
		<ul><li>※ 均衡待遇・正社員化推進奨励金は、短時間労働者均衡待遇推進 等助成金と中小企業雇用安定化奨励金を整理・統合し、平成 23</li></ul>
		年4月に創設
		【要望内容の概要】
3		
	== /= -= 16	亚弗 22 年 10 日
4	4   評価実施時期	平成 23 年 10 月
5		_
	年度及び改正経緯	
6	6 海田又什延長期間	
0		
7		
	ואן זענ	刃倒広に盛っく焼制的手段のがでは「カではなく、事業主の自主的な   取組を促すことが不可欠である。そのため、パートタイム労働法を見
		直し、事業主の自主的な取組を促す仕組みを導入するとともに、これ
		に基づき、パートタイム労働者の待遇改善に取り組む事業主に対する
		税制上の優遇措置を講じる必要がある。
		"
		の工程表においても「パートタイム労働者の均等・均衡待遇、正社員
6	4 評価実施時期 5 租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯 6 適用又は延長期間	直し、事業主の自主的な取組を促す仕組みを導入するとともに、こに基づき、パートタイム労働者の待遇改善に取り組む事業主に対す税制上の優遇措置を講じる必要がある。 《政策目的の根拠》 「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)においても、「『同価値労働同一賃金の実現』に向けた均等・均衡待遇の推進」が掲げれており、非正規労働者の待遇の改善が重要な課題となっている。

				転換の推進」をすることとされている。
		2	政策体系 における 政策目的 の位置付 け	基本目標 II: 意欲のあるすべての者がディーセントワーク (働きがいのある人間らしい仕事) に就ける社会を実現する施策目標 3: 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進する
		3	達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 パートタイム労働者の均等・均衡待遇及び正社員への転換を推進する こと
				《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 —
8	有効性	1	適用数等	パートタイム労働法の見直しにより事業主に自主的な取組を促す仕組みを導入することを検討しており、パートタイム労働者を雇用する事業主のうち一定の基準等を満たす者が対象になると見込まれる。
		2	減収額	
		3	対果・達成目標の現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:—) —
				 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:—) 
				《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:—) —
				《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:—) 本租税特別措置を講ずることにより、パートタイム労働者の働き・貢献に見合った待遇が確保され、「新成長戦略」に掲げられた「『同一価値労働同一賃金の実現』に向けた均等・均衡待遇」が推進され、社会保障・税一体改革成案(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定)に掲げられた全員参加型社会、ディーセント・ワーク(働きがいのある

				人間らしい仕事)の実現に効果があるものと考えられる。また、パートタイム労働者が有効にその能力を発揮できるようになることにより、高い経営パフォーマンスの確保、ひいては、日本経済の持続的発展につながるものと考えられる。
9	相当性	1	租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)において、「新成長戦略実現、特に、「雇用」を基軸とした経済成長を推進する観点から、(中略)①健康・環境分野等をはじめとする雇用の創出のほか、②正規雇用化、③育児支援、④障がい者雇用などの視点を踏まえ、例えば、雇用の増加に応じ、企業の税負担を軽減する措置を講ずるなど、有効な税制措置の具体化を図る。」とされており、本要望はこれを踏まえた要望である。
		2	他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	均衡待遇・正社員化推進奨励金は、パートタイム労働者等の正社員転換制度等の導入を促す観点から行うものであるのに対し、税制上の優遇措置は、パートタイム労働法に規定するパートタイム労働者の待遇改善に向けた事業主の自主的な取組を促す仕組みに基づき、パートタイム労働者の正社員転換を具体的に促進する観点や職務評価の導入によりパートタイム労働者の公正な待遇の確保の実現を図る観点から行うものである。
		3	地方公共 団体が協 力する相 当性	パートタイム労働法第4条第2項において、地方公共団体は、国の施策と相まって、短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な施策を推進するように努めるものとされている。
10	有識者の見解		解	
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期			_